

平成 26 年 7 月 26 日

半田病院処方箋応需薬局のみなさまへ

半田病院 薬局長 村上 照幸

院外処方箋の問い合わせに関するお知らせ

平素より、当院発行の院外処方箋を応需いただき、ありがとうございます。半田病院では知多薬剤師会と院外処方箋に関する協議を行ってきました。このたび、問い合わせに関して、下記事項が決定しましたのでお知らせします。

従来までとは異なる部分もありますが、保険薬局各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 半田病院への疑義照会について

1) 疑義照会の方法と照会先

薬剤科では院外薬局からの疑義照会を集積し、知多薬剤師会と対策を検討しています。疑義照会は FAX にて薬剤科へお願いします。緊急を要する場合は、調剤室まで電話にて問い合わせしていただいてもかまいません。なお、外来診療科や処方医への直接の問い合わせは診療の妨げになるのでおやめください。

2) 時間外、休日の問い合わせ方法

緊急を要する場合は、薬局当直者まで電話にて問い合わせしていただいてもかまいません。ただし、医師が不在のため、すぐには対応できないケースがあります。

3) 修正した処方箋の保管期間

疑義照会の結果、処方内容が修正となった処方箋を院外処方箋窓口にて保管していましたが、今は行なっていません。間違って取りに来ないようにしてください。

4) 一包化調剤

患者さんが一包化を希望した、あるいは、コンプライアンス等に不安があるため薬剤師が一包化した方がよいと判断した場合、薬剤科に問い合わせの FAX をお願いします。

5) その他

処方せんに病院確認印がないなど対応に困った場合は、FAX にて薬剤科へ問い合わせをお願いします。緊急を要する場合は、調剤室まで電話にて問い合わせしていただいてもかまいません。

2. 患者さんが処方箋を紛失した時

貴薬局に FAX 済の処方箋を紛失してしまったと患者さんが相談に来局された場合は、再発行依頼書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、薬剤科まで FAX してください。

また、**患者さんには再発行依頼書を持参の上**、再発行処方箋を薬剤科窓口まで取りに行くように説明をしてください。再発行された処方箋には「再発行」と記入されています。調剤は再発行処方箋を患者さんが持参されるまで行なわないでください。

3. 期限切れの処方箋を患者さんが持ってきた時

期限切れの処方箋は無効です。有効期限の延長もお受けできませんので、患者さんには再受診するように説明してください。対応に苦慮する場合は、地区の薬剤師会会長又は分業担当の方に相談してください。

4. 「労災」や「事故（自賠償）」の処方箋を持ってきた場合

上記は原則、院内処方となっています。ただし、処方に院外専用薬が含まれている場合や患者さんが院外処方を希望した場合などで、院外処方となるケースがあります。

5. 調剤過誤があったとき

愛知県薬剤師会作成の調剤過誤報告書に過誤内容を記載し、知多薬剤師会会長と当院薬局長宛に提出をお願いします。

6. 先発医薬品での調剤について

1) 後発品への変更不可の場合

処方箋に下記の3種類のコメントがある場合は、先発品での調剤をお願いします。

「上記1 薬品後発品変更不可」…すべての後発品への変更ができません。

「上記1 薬品含量規格変更不可」…含量規格が異なる後発品への変更ができません。

「上記1 薬品剤型変更不可」…類似する別剤形の後発品への変更調剤ができません。

2) 一般名処方で先発品での調剤を希望する場合

処方箋に「先発品で調剤」とコメントがある場合は先発品での調剤をお願いします。

7. 変更調剤後の報告手順について

処方医へ事前確認なしに変更調剤できるケースで、変更調剤をした場合は、当院への報告をお願いします。報告は処方箋の右側の疑義照会欄に変更した内容を記載し、FAX してください。なお、FAX は午後5時以降に送ってください。

ただし、一般名処方を後発品や先発品に変更した場合の連絡は不要です。

8. 居宅療養管理指導について

居宅療養指導を実施した際は、愛知県薬剤師会作成の居宅療養管理指導報告書に必要な事項を記入して知多薬剤師会事務局まで提出してください。処方箋に依頼コメントが必要な場合は薬剤科へ FAX してください。コメントの入った処方箋は院外処方箋窓口で保管していますので、早めに取りに来てください。

9. 薬局側のミスでの処方箋の再発行について

調剤中に処方箋を破ってしまった、水に濡れて見えなくなってしまったなどの薬局側のミスで処方箋の再発行が必要な場合は、処方箋を持参の上、薬剤科窓口までお越しください。再発行させていただきます。

10. 問い合わせ不要事項について

当院では知多、美浜・南知多の各薬剤師会との間で問い合わせに関する確認書（別紙2）を取り交わしています。これらの薬剤師会所属の薬局については、確認書の記載事項についての問い合わせは不要です。

院外処方箋再発行依頼書(別紙1)

平成 年 月 日

以下の理由により、院外処方箋の再発行をお願いします。

理由 _____

【取り扱い薬局】

薬局名 _____ 薬剤師名 _____

【患者情報】

処方箋発効日 平成 年 月 日 診療科 _____

患者番号 _____

患者住所 _____

患者名 _____ 代理人 _____

(患者名は患者本人または代理人の自筆とする)

確認書（別紙２）

半田市立半田病院と知多薬剤師会は、知多薬剤師会会員保険薬局における半田市立半田病院院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記のとおり確認した。なお、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- 2) 剤形の変更
- 3) 別規格製剤がある場合の調製規格の変更
- 4) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない半割、粉碎、混合等の調製
- 5) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない一包化調製
- 6) 貼付剤や軟膏類の包装、規格の変更
- 7) 残薬の調整での処方日数の短縮

2. 確認内容の変更について

確認内容の変更については、半田市立半田病院と知多薬剤師会が必要に応じて協議する。

平成 26 年 8 月 日

住 所 半田市東洋町 2 丁目 2 9
名 称 半田市立半田病院
代表者氏名 病院長 石田 義博 印

住 所
名 称 知多薬剤師会
代表者 会長 榊原 瑞輝 印